

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 16 日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金補償課長

令和 3 年福島県沖を震源とする地震における公務災害及び通勤災害の認定
について（通知）

標記の件について、被災職員から認定請求があった場合には、各支部において、「公務上の災害の認定基準について」（平成 15 年 9 月 24 日地基補第 153 号）、「「通勤」の範囲の取扱いについて」（昭和 62 年 5 月 20 日地基補第 81 号）等に則って、公務災害及び通勤災害の認定を行っていただきますが、公務遂行性、公務（通勤）起因性等が不明確な災害については、個別事案ごとに本部で相談に応じますので、御連絡ください。

また、本件に関連する公務災害及び通勤災害の認定請求があった場合には、認定請求書の写し等災害発生の概要等の分かるものを速やかに、当職まで御連絡いただきますようお願いいたします。